

令和 3 年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和3年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処 理 区 域 内 人 口	581,997人
(2)	年 間 有 収 水 量	54,064,272m ³
(3)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	管 渠 整 備 事 業	7,180,064千円
	処 理 場 整 備 事 業	2,021,494千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	17,644,399千円
第1項	営 業 収 益	11,788,444千円
第2項	営 業 外 収 益	5,855,855千円
第3項	特 別 利 益	100千円
支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	17,083,511千円
第1項	営 業 費 用	15,250,410千円
第2項	営 業 外 費 用	1,783,001千円
第3項	特 別 損 失	100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,929,789千円は、減債積立金352,791千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額398,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,178,998千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	13,716,922千円
第1項	企 業 債	8,175,600千円
第2項	出 資 金	1,224,367千円
第3項	補 助 金	3,482,145千円
第4項	負 担 金	804,427千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	29,383千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	1,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	20,646,711千円
第1項	建 設 改 良 費	10,590,818千円
第2項	企 業 債 償 還 金	9,967,893千円
第3項	貸 付 金	38,000千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下水処理場雨水沈殿池設備更新事業	261,400	令和3年度	71,300
				令和4年度	190,100
		高瀬下水処理場汚泥処理中央監視設備更新事業	290,100	令和3年度	79,100
				令和4年度	211,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道使用料等徴収事務委託	令和3年度～令和4年度	41,349
管渠布設等整備	令和3年度～令和4年度	260,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,175,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

797,893千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、498,031千円である。

令和3年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

